

平成 2 7 年度

千葉市環境審議会 環境総合施策部会

第 4 回 地球温暖化対策専門委員会

議 事 録

平成 2 8 年 3 月 2 3 日（水）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

平成27年度 千葉市環境審議会環境総合施策部会
第4回 地球温暖化対策専門委員会

日時 平成28年3月23日（水）午前10時00分～11時24分

場所 千葉市議会棟第4委員会室

出席者（委員） 倉阪委員長、高梨副委員長、内野委員、大槻委員、山本委員

（事務局） 大木環境保全部長、古谷環境保全課長、小川温暖化対策室長、

工平温暖化対策室主査、張能主任技師、八代技師、委託事業者2名

次 第

1 開 会

2 議 題

（1）千葉市地球温暖化対策実行計画素案について

（2）その他

3 閉 会

配付資料

資料1 千葉市地球温暖化対策実行計画改訂版（素案）

資料2 千葉市地球温暖化対策実行計画（素案）の概要

参考資料 今後の予定について

午前 10時00分 開会

【工平温暖化対策室主査】 定刻となりましたので、ただいまから、千葉市環境審議会環境総合施策部会平成27年度第4回地球温暖化対策専門委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の議題及び資料ですけれども、お手元にあります次第のとおりでございます。資料の不足等ありましたら、随時お申しつけください。

本日の会議は、千葉市情報公開条例により公開することが原則となっております。議事録につきましても公表することになっておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、倉阪委員長、よろしく申し上げます。

【倉阪委員長】 年度末、今年度は最終でございますけれども、よろしく願いいたします。

これまでご議論いただいております千葉市地球温暖化対策実行計画の改訂の案について、今のこの会議に諮られるということで、よろしくご審議いただければと思います。

それでは、議題1、「千葉市地球温暖化対策実行計画（素案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

【小川温暖化対策室長】 それでは、説明に入らせていただきます。

これからの説明でございますが、第3回の専門委員会及びその後に各委員さんから寄せられました意見を反映させたものを本日ご用意させていただきました。その部分と、新たな施策として導入している部分について、順次説明をさせていただきます。

まず、資料2、A3判の（素案）の概要というものを開きください。

前回、第3回でお示したものと大きく変わっているところは、右下の図表5です。毎年度の点検評価の指標です。この部分では、産業部門で低炭素社会実行計画に加盟し、かつ排出量報告を実施している事業者さんにつきましては、最終エネルギー消費量というものについては、算出及び公表はしないという形で反映をさせていただきました。業務部門についても同じでございます。

その部分と、あとめくっていただきまして裏側になります。「4. 計画の推進体制・進行管理」の真ん中、「(2) 点検評価と進行管理」の3つ目、点検・評価の部分です。実施状況の点検・評価については、先ほどご説明をさせていただきました図表のほうを参照してくださいという形にしてございます。これが前回お示しいたしましたA3版の素案との相違点になります。

この部分がなぜこうなっているのかということにつきましては、本文の説明をする際に行わせていただきたいと思いますと思っております。

それでは、A3のほうはこれで終わりにいたしまして、資料1、本編のほうに入ります。

まず、1-5 ページをお願いいたします。この 1-5 ページの部分につきましては、エネルギー転換部門の分類を、その他または産業部門のどちらかに統一すべきですよというご意見をいただきました。それに基づきまして、1-5 のエネルギー転換部門というのは、全編を通しまして産業部門に含めますという形で表記をさせていただいております。

場所につきましては、1 行目「産業部門（エネルギー転換部門を含む）」、あと 2 段落目の 2 行目、同じく「産業部門（エネルギー転換部門を含む）」という形での表記をさせていただいております。

次に、1-15 ページをお願いいたします。1-15 ページでは、「3.2 部門別課題」のところで、「革新的技術の開発は課題と言えます」というのは、ちょっと誤っているのではないか、これは正確ではないよというご意見をいただきましたので、その部分は修正をさせていただきました。ちょっと読ませていただきます。

「産業部門については、二酸化炭素排出量、最終エネルギー消費量とも現状で減少しており、事業者による温室効果ガス削減努力が表れているものと考えられます。しかし、昭和 48 年（1973 年）の石油ショック以降着実に省エネを図ってきた産業では、省エネの余地が少なくなっています」という形での表記に変えさせていただきました。

次に、1-19 ページ……

【大槻委員】 すみません、ちょっと待ってください。

【小川温暖化対策室長】 1-15 ページです。申しわけございません。

【大槻委員】 はい、わかりました。

【倉阪委員長】 ページ数が、振り方がまだ統一されていなくて。この素案については、初めは 1 が何もついていない形で 1 番からついていて、その後、第 1 編というところから 1-1、第 2 編が 2-1、それから第 3 編が 3-1、資料編が資-1 からということで、ちょっと独自の振り方になっています。

【小川温暖化対策室長】 申しわけございません。

【倉阪委員長】 これはパブコメのときには統一されるんですね。

【小川温暖化対策室長】 はい。修正させていただきます。申しわけございません。

1-15 ページ、よろしいですか。

【大槻委員】 はい。

【小川温暖化対策室長】 そのページの 3.2、真ん中の部分です。「部門別課題」という形で表記をさせていただいている部分です。

この部分については、「産業部門については、二酸化炭素排出量、最終エネルギー消費量とも現状で減少しており、事業者による温室効果ガス削減努力が表れているものと考えられます。しかし、昭和 48 年（1973 年）の石油ショック以降着実に省エネを図ってきた産業では、省エネの余地が少なくなっています」という形での表現に、修正をさせていただきました。

続きまして、1-19 ページをお願いいたします。この部分では、まず 4.2「目標設

定の考え方」のところでございますが、評価指標と削減目標の設定というところで、この下に枠で囲ってございます。この枠内についての修正意見をいただきましたので、いただいた意見を踏まえ、修正をさせていただきました。読ませていただきます。

「これまでは、温室効果ガス排出量のみを削減目標としてきましたが、原子力発電所の停止などの電源構成の変化が電気の二酸化炭素排出係数の増大を招き、市民・事業者の省エネの取り組み努力が適切に評価できなくなってきた。そのため、本計画では家庭や事業所、各施設や工場、自動車等で最終的に消費する電気、ガス、石油などのエネルギーの総量（最終エネルギー消費量）の削減も目標として設定します」という形に修正をさせていただきました。

続きまして、1-21 ページをお願いいたします。ここには、図表 1-4-5 として、温室効果ガスの排出量と最終エネルギー消費量の比較の記載をさせていただいております。

この部分の温室効果ガス排出量の特長の、上から 5 つ目の最後のところの「○」ですけれども、「国の目標と直接対比することができる」というところを加えさせていただいております。

次に、1-25 ページをお願いいたします。ここでは、図表 1-4-8 の表の部分にある「平成 42 年度（2030 年度）BAU」合計部分が前回間違っておりまして、申しわけございません、これを 172,266 に修正をさせていただいております。

次に、1-27 ページをお願いいたします。ここが今回、非常にいろいろご意見をいただいたところです。ご意見としては、日本の約束草案と千葉市の削減目標の違いについて、全分野について乖離している理由を挙げた上で、正しく表記していただきたい。また、これまでの千葉市の製造業の省エネの取り組みが進められてきているという根拠をちょっと述べてほしいと。あと、「産業部門を占める割合が、国は 4 割ですが千葉市では 6 割以上となっています」という表現では、削減率が少ないということの理由になるんですかというようなご意見をいただきました。

そういったご意見に基づきまして、このコラムの中を修正させていただいております。第 4 段落目ですが、読ませていただきます。

「国と市では各部門の構成比が違っており、産業部門の占める割合が国では約 4 割ですが千葉市は 6 割以上となっています。産業部門では、石油ショック以降、長い時間をかけて省エネの取組みが進められてきており、今後大幅な削減は難しい状況にあります。業務部門では、基準年度である平成 25 年度の電力排出係数が国と市で違っており、市の方が小さな排出係数を使用しているため、国よりも CO₂ の削減率が小さくなっています。家庭部門では、国と異なり千葉市は今後も世帯数の増加が見込まれるため、国よりも CO₂ の削減率が小さくなっています。このように、部門別構成比の違いと算定条件の違いにより、全体の削減率に差が生じています」という説明をさせていただいております。

なお、産業部門の話ですけれども、国のフレームでは、2012 年から 2030 年で 35%

の改善を目標としておりますが、これは全産業の平均ということですので、それをそのまま千葉市の産業構成で当てはめることはできないというふうにご理解いただければと思います。

次に、めくっていただきまして、1-28 ページをお願いいたします。これは、先ほど A3 の資料のところでご説明をいたしました最終エネルギー消費量を、削除した理由を述べているところになります。ここは大幅に変わりましたので、ちょっとご説明をさせていただきます。

ご意見としては、低炭素社会実行計画に参加している企業の評価の手法については再検討願いたいというご意見をいただき、それに基づきまして、事務局のほうで内容を検討させていただいたものでございます。

読ませていただきます。

「毎年度の点検評価では、温室効果ガス排出量と、最終エネルギー消費量それぞれについて評価を行います。温室効果ガス排出量では、部門毎に温室効果ガス排出量を算出し、基準年度からの削減量と目標年度に対する達成率により評価を行います。ただし、産業部門、業務部門のうち低炭素社会実行計画に参画している特定事業者の温室効果ガス排出量は、各事業者からの報告によるものとし、その評価は各業界単位での自主評価により行うものとします。最終エネルギー消費量でも温室効果ガスと同様に部門ごとに産業部門（その他の企業）、業務部門（その他の企業）、家庭部門、運輸部門については、最終エネルギー消費量による評価も併せて行います。なお、産業部門、業務部門のうち低炭素社会実行計画に参画している特定事業者については、最終エネルギー消費量を評価の対象外とします」という形でここに述べさせていただきました。

なお、ここで言うております低炭素社会実行計画につきましては、右側、1-29 ページのコラムに記載をさせていただいておるところでございます。なお、この部分については今後もう少し見やすくさせていただければと考えております。

次に、1-35 ページをお願いいたします。施策の基本方向の部分について、温室効果ガスの対策状況を把握し、計画的な対策の実施のための制度の創設を検討することについて、再検討願いたいというご意見をいただきました。これにつきましては、温室効果ガス削減計画届出制度の創設についての検討を進める旨を、文末に、「さらに」以下に追加した形で表現をさせていただきました。

次に、1-36 ページになります。あけていただきまして、ここはネガワットについて前回、委員さんからご意見がございましたので、その部分を追記させていただいています。中身は、1-36、個別施策「工場等における省エネの促進【一部新】」の2段落目です。ちょっと読ませていただきます。

「国の『ネガワット取引に関するガイドライン（平成 27 年 3 月）』が策定され、ネガワット取引は実証実験段階から普及段階に入ります。今後はネガワット取引市場の創設が予想されることや VPP の実用化が期待されることから、市では、千葉市地球温暖化対策地域協議会（ちばし温暖化対策フォーラム）等を通じて、市内の事

業者への情報提供を行い、ネガワット取引の普及と更なる省エネの促進を図ります」という形で記載をさせていただいております。

なお、この部分では、具体施策例として、支援体制の整備、これについては基本的に情報発信という形でお考えいただければと思います。その下に、中小企業の省エネ支援。これは省エネ相談、ESCO 事業の推進、融資制度等となっております。その下に、FEMS の導入促進、ピークカット、デマンドレスポンス等の普及奨励（ネガワット取引への対応）となります。また、地球温暖化防止セミナー等の開催、これは従来からやっているものでございます。こういった施策を打っていきこうということを考えてございます。

次に、めくっていただきまして、1-37 をお願いいたします。ここでは、未利用エネルギーの普及促進ということで、トランスヒートコンテナ、熱を持っていきましようというお話がございました。それにつきまして、今回、本文の 2 段落目です。「未利用エネルギーについては」というところから始まる文章の最後でございます。「また、市場導入に向け実証段階にあるトランスヒートコンテナの導入可能性についても検討していきます」という形で記載をさせていただいたところでございます。

次に、1-38 ページをお願いいたします。ここでは、新しいルールをつくって効果のあることを市としてもやらないといけないのではないか。温室効果ガスの排出量とか削減計画届出制度というものをルール化して、説明責任ぐらひは果たしてもらわないといけないのではないかというご意見をいただきました。これについては、四角で囲まれております「温室効果ガス排出量報告制度の導入、温室効果ガス削減計画届出制度の創設検討」として、「近隣自治体における制度を参考に、『地球温暖化対策の推進に関する法律』で定める特定排出事業者が行う地球温暖化対策の取組みを促進するため、温室効果ガス排出量報告制度を導入します。また、温室効果ガス削減計画届出制度の創設を検討します」といたしました。

具体的な施策例としては、温室効果ガス排出量報告制度の導入、温室効果ガス削減計画届出制度の検討、この部分は他の政令市の制度ですとか実施体制、効果、課題等の研究を進めていきたいと考えてございます。

次に、めくっていただきまして、1-40 ページをお願いいたします。業務部門における個別施策「事務所における省エネの促進【一部新】」でございます。2 段落目、国のネガワット取引の部分につきましては、前の部分と同じでございます。その下の具体施策例も、支援体制の整備、これは基本的に情報発信、あと中小企業さんの省エネの支援、ここでは BEMS になりますが、の導入促進、あとピークカット、デマンドレスポンス等の普及奨励という形で記載をさせていただきました。

次に、めくっていただきまして、1-42 ページのところでは、コラムとして「地中熱とは」ということで、出典は地中熱利用促進協会となっております。この部分はちょっと前回と変わっておりますので、ご紹介をさせていただきました。

1-43 ページをお願いいたします。ここでは、小規模な建築物についても及ぶようなルールであったり、小規模な事業所、家庭にも関係するような施策は何か書けな

いのですかというご意見をいただきました。

これにつきましては、改正省エネ法と連携した建築時の省エネ化の義務化の検討ですとか、再エネ導入等の補助金制度の充実など、具体的なルールの充実を図っていくということで、記載は「施策の基本方向」の最後の部分になります。「普及啓発を、地球温暖化防止活動推進員や千葉市地球温暖化対策地域協議会と連携しながら進めます」という形でここに記載をさせていただいたところでございます。

次に、1-44 ページをお願いいたします。ここでは、新規の施策例といたしまして、四角で囲ってございます「家電・住宅設備の省エネ化」をここで紹介をさせていただいております。

次に、めくっていただきまして、1-46 ページになります。ここは、ご意見としては、推進員の中で太陽光パネルをつけたところが多いが、それが省エネにつながっておらず、逆にふえている。自分で作ったらいいいじゃないかという人もいます。省エネが一番大事なので、きめ細かな指導をしていかないといけないよというご意見をいただいております。

このご意見につきましては、「普及啓発活動（環境家計簿の普及、イベントの実施）」の中で、具体的施策として、家庭の省エネ診断の実施ですとかエコライフカレンダーの配布、これは環境家計簿の普及になりますが、そういったところの記載をさせていただいております。

次に、1-47 ページのコラムですが、国からの省エネに対する補助金等が出されていますよ。特に千葉市の場合は街灯関係について、町内会としてもこういう協力をしているような事業があるのではないかとということでご意見をいただきましたので、これにつきましては 1-47 ページの「【コラム】防犯街灯の LED 化」として反映をさせていただきました。この部分を読ませさせていただきます。

「CO₂を削減するための取組みとして、防犯街灯 49,000 灯の LED 化を進めています。平成 27 年度から準備を進めており、10 年間のリース契約で行うこととしております。49,000 灯の LED 化によって、どのくらいの環境負荷の軽減効果があるかですが、電気使用量で約 1,187 万 kWh/年（一般家庭 3,410 件分に相当）、CO₂削減量で約 5,900t/年（乗用車 2,560 台分に相当）の削減が見込まれています。また、この取組みにより、年間約 2 億円の経費の削減効果も見込まれます」といった形で、紹介をさせていただいております。

次に、新規の具体的施策例になりますが、1-49 ページをお願いいたします。運輸部門の新規施策としては、ここの個別施策の中で、「公共交通機関利用環境の整備」というところに、温暖化防止に配慮したまちづくりという形で追加をさせていただいております。また、1-50 ページ中段に「低公害車、次世代自動車の普及促進、利用環境の整備」というところの具体的施策例の 4 つ目に、水素ステーションの検討というものを新たに掲載をさせていただいております。

次に、めくっていただきまして、1-55 ページをお願いいたします。ここからは部門横断的対策になるのですが、ここの「(1) 省エネルギー・再生可能エネルギー等

の普及」の、個別施策「情報提供体制の整備」という形で、記載をさせていただきました。

また、1-56 ページになりますけれども、省エネはそんなに資金がなくてもできるんじゃないですかというご意見をいただいております。市民運動の展開については、コラムに、Fun to Share ですとか COOL CHOICE についての対応を、枠組みの中でご説明させていただいているものでございます。

次に、1-57 ページをお願いいたします。ここでは、再エネの普及のための市民公募債の活用を進めてもらいたいというご意見をいただきました。これにつきましては、再生可能エネルギーの普及に当たっては、現在も実施している助成制度のほか、市民公募債も含めて効果的な手法を検討してまいりますということで、1-57 ページの調査・研究の具体施策例のトップに、事業化に当たっての市民公募債等の活用の検討という形で記載をさせていただいております。

1-59 ページをお願いいたします。ここでは、低炭素まちづくりのモデル地区の選定ですとか、公共交通利用や自転車通勤に取り組む企業、事業所への表彰制度、また、助成金制度について検討してほしいというご意見をいただきました。

これにつきましては、低炭素まちづくりの推進の施策の基本方向のところ、「低炭素まちづくりとは、『民生部門（家庭、業務等）』『運輸部門』の2部門に着目した『都市構造・交通分野』『エネルギー分野』『みどり分野』の3分野の取り組みを基本として」という形で、ここに記載をさせていただいております。最後に、都市の低炭素化を実現するまちづくりであるというふうにまとめております。

こういう形で対応させていただきました。

ここで行います新規の具体的施策例でございますが、「まちづくりとの連携」、具体的施策例としては、再掲になりますけれども、温暖化防止に配慮したまちづくり計画ですとか、集約型都市構造への転換など、新たなものがほとんどですけれども、ここに記述をさせていただいたところです。

次に、1-62 ページをお願いいたします。「『水素社会』への対応」ということで、新たな施策として組み込ませていただいた部分です。「施策の基本方向」、この部分を読ませていただきます。

「水素は、利用段階では二酸化炭素を排出せず、多様なエネルギー源から製造が可能であるなど、環境負荷の低減やエネルギーセキュリティの向上に資する将来の有望な二次エネルギーの一つです。様々な用途への利用が考えられ、地球温暖化防止の観点からも有用であることから本市においても積極的に利活用を進めています。化石燃料資源に恵まれていない日本では、副生水素や原油随伴ガス、褐炭、再生可能エネルギーを含む多様な一次エネルギー源から様々な方法で製造できる水素は、将来の重要なエネルギー源として長年にわたって開発、実証がすすめられてきました。この結果世界に先駆けて平成 21 年（2009 年）に家庭用燃料電池が、平成 27 年（2015 年）に燃料電池自動車（FCV）が市場に投入されております。一方、技術面、コスト面、制度面、インフラ面では、まだ多くの課題が存在していることから、本

市でも水素の利活用を本格化していくための取組みを進めていきます」という形で、新たに取り組みさせていただく部分でございます。

個別の施策で新たなものとしては、次、1-63 ページに、まず「燃料電池の普及促進」という形で掲げさせていただきました。これについては、現在行っております家庭用燃料電池の普及促進、これから出てくる業務用燃料電池の普及の促進を掲げさせていただいております。

めくっていただきまして、1-64 ページ、【コラム】「家庭用燃料電池エネファームの仕組み」ですが、この部分については、家庭用の燃料電池を導入された方が、自分のところは水素を使っているというイメージがなかなかないというふうなお話をいただきました。あくまでも、都市ガスを使っていて、電気も一緒に出てくるというようなお話での認識ということでしたので、このコラムで、家庭用燃料電池というのは、都市ガスの中から水素を分離させて、その水素を使っているんですよという形でわかっていただけるように、紹介をさせていただいたものでございます。

また、その下には、「燃料電池自動車の普及促進」を掲げさせていただきました。

この具体施策例ですが、1-65 ページになります。燃料電池自動車の普及促進、水素ステーションの整備促進、また、四角で囲ってございます「推進協議会の設置」。これは、「本市における水素エネルギーの積極的な導入を図るため、市や関連事業者などからなる推進協議会を設置し、本市の特性を踏まえた水素エネルギービジョンについて検討します」という形で、推進協議会の設置と水素エネルギービジョンの策定についてここに掲載をさせていただいたものでございます。

さらに、四角で囲ってある、「サプライチェーンの構築に向けた取組み」として、その具体的施策例、サプライチェーン構築に向けたポテンシャル調査の記載を入れさせていただいたところでございます。

次に、1-68 ページをお願いいたします。四角で囲ってある部分「農地の保全」を、新たなものとしてここに掲載をさせていただいたものでございます。

あと、めくっていただきまして、1-70 ページからでございます。ここからは、気候変動によります環境変化への適応策について新たに章立てを行って、記載をさせていただいております。

個別施策だけをちょっと紹介させていただきますと、1-71 ページには、頭の部分でございますが、「健康分野での対策」、これは熱中症対策ですとか感染症対策になります。

次に、1-72 ページ中段でございますが、「産業・経済活動分野での対策」。これは、影響把握のための調査研究などになります。

その下でございますが、「国民生活・都市生活分野での対策」を入れさせていただいております。

めくっていただきまして、1-74 ページの上段、一番上の部分でございますが、「防災分野」、ここでは集中豪雨ですとか土砂災害への対策というものの掲載をさせていただいております。

次に、1-76 ページでございます。四角で囲ったものとしては、「水利用分野」、これは渇水対策、また、その次は「農林業分野での対策」、これは高温障害対策になります。

その下には、「生態系分野」として、野生生物のモニタリング調査ですとか保護対策等についてということで掲げさせていただいております。

また、1-77 ページ、これは再掲になりますが、一番上、「緑地の保全」という形で記載をさせていただいております。

ここまでの、気候変動による環境変化への適応策として掲げさせていただいた部分でございます。

次のご意見は、最初の 5 年間では何を優先的にやるか、具体的にできるものは何かを示してほしいと、そういったご意見がございましたので、1-80 ページ以降、87 ページまでのロードマップにおいて、おおむね平成 32 年度（2020 年度）までに重点的に実施する施策というものを枠で囲わせていただいております。

1-80 ページ以降をごらんください。赤枠で囲わせていただいたものが、直近の 5 年程度で重点的に実施していくものでございます。

次に、第 2 編に入ります。ここは、千葉市が行います事務事業編ということで、千葉市が行う事務事業に対する温暖化対策をどうやっていくのかという部分になります。2-5 ページをお願いいたします。

2-5 ページの、ご意見としては、目標達成状況の表現方法について、未達成時、要は達成できなかったときの表記方法というものを改めたほうがいいのかというご意見をいただきましたので、表現を修正させていただきました。

具体的には、(3) の下水道施設でございます。読ませさせていただきます。

「下水道施設は、旧計画における平成 26 年度（2014 年度）の目標値 27,769t-CO₂ に対して実績値は 38,012t-CO₂ であり、目標に対して 36.9%超過しています」。目標値を超えてしまっていますということをきちっと表現をしたほうがいいのかというご意見でしたので、その旨修正をさせていただきました。

また、(4) その他施設の部分も同じく、「その他の施設は、旧計画における平成 26 年度（2014 年度）の目標値 18,665t-CO₂ に対して実績値は 28,560t-CO₂ であり、目標に対して 53.0%超過しています」という形に修正をさせていただきました。

次でございます。3 編になります。一番下のページの振り方が、3-1 から始まる部分です。2 で始まる部分が 2-12 まで行って、次、3-1 から始まります。

その中で、3-3 ページをお願いいたします。この部分が、我々が計画を立てた後に、実際、排出量を算出し現状はどうだったのかということを見ていくための点検評価と進行管理の部分になります。

この部分については、きちっと記載してください。低炭素社会実行計画に参画している特定事業者さんの確認を明確にしてくださいというご意見がありましたので、その部分については修正を加えさせていただいております。

この部分は非常に大事なので、読ませさせていただきます。

3-3 ページの一番上になります。2. 点検評価と進行管理、(1) 点検評価と進行管理の手順。

「市域の地球温暖化対策を着実に推進するため、定期的に市域の温室効果ガス排出状況等の把握に努め、対策の進捗状況を定期的に点検、評価し、PDCA サイクルを基本とした進行管理を行います。特に、部門別の温室効果ガスや最終エネルギー消費量の値が大きく変動した場合には、その原因分析を行います。その結果については、環境審議会に報告するとともに、ホームページや環境白書等により公表し、市民や事業者等からの意見を計画の推進に反映させるよう努めます。なお、本計画については、国や千葉県の実行計画や本計画の上位計画である環境基本計画が策定又は改定された場合は、整合性の確保を図るために、必要に応じて中間見直しを行うものとします。また、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて将来推計」、これは現状すう勢を含むという形で記載をさせていただいておりますが、「必要に応じて将来推計（現状すう勢）を含め中間見直しを行うものとします」という形で、まず記載をさせていただきました。

真ん中の図を飛ばしまして、(2)、今度は点検評価の指標でございます。この部分をまた読ませていただきます。

「毎年度の点検評価では、温室効果ガス排出量と、最終エネルギー消費量それぞれについて評価を行います。温室効果ガス排出量では部門毎に温室効果ガス排出量を算出し、基準年度からの削減量と、目標年度に対する達成率により評価を行います。ただし、産業部門、業務部門のうち低炭素社会実行計画に参画している特定事業者の温室効果ガス排出量は、各事業者からの報告によるものとし、その評価は各業界単位での自主評価により行うものとします。最終エネルギー消費量でも温室効果ガスと同様に部門ごとに産業部門（その他の企業）、業務部門（その他の企業）、家庭部門、運輸部門については、最終エネルギー消費量による評価も併せて行います。なお、産業部門、業務部門のうち低炭素社会実行計画に参画している特定事業者については、最終エネルギー消費量を評価の対象外とします」。

今読ませていただいた部分を表にいたしますと、その下、図表 3-2-2、特に最終エネルギー消費量の部分、低炭素社会実行計画に加盟し、かつ排出量報告を実施している事業者さん、産業部門、業務部門とも同じですが、最終エネルギー消費量を削除させていただいております。

次に、情報発信の部分についてです。この部分については、「計画の内容や進捗状況を始め、省エネルギーの取組事例や再生可能エネルギー設備などの解説、取組効果、導入支援制度など、市民や事業者が地球温暖化対策を促進させるために有効な情報が得られるよう、千葉市地球温暖化対策地域協議会や地球温暖化防止活動推進員との連携を図るとともに、様々な広報手段を活用し情報発信します」という形です。

具体的には、まず今回策定を進めているこの実行計画でございますが、これについては概要版の作成・配布等を行ってまいりたいと考えております。また、ホーム

ページを活用した情報発信ですとか、市政だより、環境情報紙「エコライフちば」を活用した情報発信、地球温暖化防止に関する啓発チラシ等の配布やポスターの掲出、さらには区民祭りなどにおけるパネル展示や環境保全セミナー、市政出前講座等の実施、また、マスメディア等を活用した情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に資料編ですが、資料編の中に前計画の点検評価について総括をすべきであるというご意見をいただきました。前計画については、実は目標年度が平成 27 年度ということで、未だ最終の年度には至ってはいないのですけれども、現時点での評価というものを追記させていただいております。ページは資料の 4 ページと 6 ページでございます。

ちょっと読ませていただきますと、資-4 ページの一番下の評価の部分でございます。「旧計画では、家庭、業務、運輸、廃棄物の 4 部門を対象として平成 26 年度（2014 年度）に平成 19 年度（2007 年度）比-10%を目標としていましたが、平成 24 年度（2012 年度）時点で平成 19 年度（2007 年度）比-3%にとどまっており、目標達成は難しい状況となっています。その原因としては、家庭部門における世帯数の増加と電気の排出係数の上昇、運輸部門における 1 台当たり燃料消費量の増加、その他のガスのうち HFCs の冷媒としての使用量増加などが考えられます。このため、目標達成に向けてさらなる努力が必要です」という形で記載をいたしてございます。

また、資料-5 から資料-6 にかけてでございますが、ここは千葉市の事務事業に関する評価でございます。

「平成 26 年度（2014 年度）の旧計画における排出量は、231,263t-CO₂であり、目標排出量 196,373t-CO₂ に対して 34,890t-CO₂（17.8%）の超過となっています。施設区分別に見ると、事務系施設、下水道施設及びその他施設で目標値を超過しています。電力の排出係数が増加したことが目標未達成の主な原因といえますが、さらなる削減の取り組みが必要となっています」という形で、ここに表記をさせていただいたところでございます。

委員の皆様からいただきました第 3 回専門委員会及びその後寄せられましたご意見に対して、それらを反映させた今回の素案についての説明は以上となります。ありがとうございます。

【倉阪委員長】 ありがとうございます。

計画の目標数値としては若干控え目かもしれないですけれども、中身としては新しいことがいろいろ書かれているので、実質的に新しい事業がいろいろ起きそうだなという期待感のある計画になったかなと思います。いかがでしょうか。

私、1 点気になったところ、一番議論になる目標数値の説明のところ、1-27 の説明の中で、図が新たに入って、図を拝見すると、「日本の約束草案」の産業部門削減率が-10.6 になっている。千葉市が-2.6 であると。これは部門の構成比が違うというだけではなくて、恐らく産業部門の中での構成比も違うのではないかと思うんです。それが文章上表現がされていない。第 4 段落では、国と市では各部門の構成

比が違っている。産業部門の占める割合が大きいと書いてあるのですが、この産業という中も多分違うので、ここの削減率が違っているという説明を入れないと、この図を見ただけでは、やっぱり千葉市は産業部門に甘いんじゃないのと言われかねないわかりやすい図になってしまっているの、ここは説明を追記したほうがいいのではないかなと。私が想像するに、削減しにくい産業の比率が高いのかなと思いますが、どうですかね、ここは。実態はどうですか。

【小川温暖化対策室長】 まさにそのとおりでして、国が言っている産業部門の10.6%というのは、要は、日本全国の産業の各部門ごとのものを積み上げていって、こうですよという数値を算出したものです。これに対して千葉市は、産業部門の産業構成が違います。全く同じものを持ってくるというのは無理ですよ。産業部門内の構成比が違うという説明をここに。

【倉阪委員長】 ここだと、産業部門では長い時間かけて頑張っているので大幅な削減は難しいと、こう書いたら、やっぱり千葉市は甘いじゃないかと言われてしまうので、そうではなくて、産業部門の中の内訳も違うんだと、それが主たる原因だというような記述のほうが望ましいのではないのかなと思います。

【小川温暖化対策室長】 修正をさせていただきたいと思います。

【倉阪委員長】 山本さん、いいですかね、ここ。

【山本委員】 特にBAUを設定する前提条件で、成長率とかの設定がいろいろありますよね。そういった中で、主たる原因となっている部分については、非常に高度な成長率を見込んだ設定になっているという部分がよりこの数字を際立たせていると思うので、この目標値が、ある仮定のもとに成長率も含めて設定した値であると、ある仮定のもとに置いた数字であるというところを、しっかり表現していただかなければいけないかなと思います。

【倉阪委員長】 そうですね。削減は難しいというだけではなくて、これからたくさん伸びそうな産業部門をたくさん抱えていると、そういう理由もあるのかもしれないですね。

【山本委員】 かつ、ここで設定した目標値というのは、ついでに言わせていただきますと、仮定に基づくものでありますから、この先、報告制度を含めていろいろ出ると思うのですけれども、あくまである仮定に基づいて出た目標に対してであって、それぞれの報告がその仮定とずれたからといって、そこと比較して多い少ないという議論の対象の数値ではないのではないかなと思いますので、そこについてもしっかりした明記をお願いしたいというふうに考えます。

【倉阪委員長】 BAU自体、また見直されていくのではないかと私は踏んでいますので、そんなに心配してないんです。1.7%成長を2030年までというのはなかなか過大な見通しなので。

【山本委員】 特に先生もおっしゃっていましたがけれども、1億総活躍じゃないととても達成できない。

【倉阪委員長】 みんなが定年も度外視して働かないと、女性も働かないと達成でき

ないのではないかと。

目標数値についてまず議論したいのですが、よろしいですか。内野さんはどうですか。

【内野委員】 今、BAUの話が出たんですけれども、国も県も**従来どおりの対策だけで**のBAUを示しております。強調というのは変ですけど、上乘せを達成しないと2030年には達成できませんというそのあたりが、今、山本委員がおっしゃったようなことで、経済成長はこれからどういうふうに、また人口構成も変わってくるし、そういうときのBAUにこのまま本当に上乘せできるのかどうか。環境省もそうですけど、県も同じ。また千葉市もそれにかかっていると思います。私は市民部門ですから、このあたりを一般市民にどう理解させたらいいのか。数値的には、千葉市は産業部門のウエートが高いので我々市民においては、極端に言えば余力を入れなくてもいいんだと、そういうのもあります。そういう意味で、各部門ごとの計画をつくられておりますけれども、そこをどういうふうに一つずつぶしていくかの啓発と実行が一番大切だと思います。計画の数字そのものについては訂正意見はありません。

【倉阪委員長】 点検評価の3-3のところでも、「必要に応じ将来推計（現状すう勢）を含め、中間見直しを行う」と書いていただきましたので、BAUも実勢を踏まえて見直されていくと、こういった認識でございます。

どうですか、高梨さん、よろしいですか。

【高梨副委員長】 先生がご指摘したところは全く同じ質問をしているので。

【倉阪委員長】 ここは、部門の構成比だけではなくて、部門内の構成比も違っているんだという説明がちゃんと書かれて、それが主たる理由だという形で書き直していただければありがたいです。

では、目標についてはとりあえず以上として。

【山本委員】 一つだけ質問ですが、この目標値というのは、今みたいな数字を出すと、いろんな解釈がある結果、数字がひとり歩きするものだと思うんです。今回も温暖化の自主行動計画というのをに入れていただいているのですが、要は、日本トータルの中で、世界の中でどう量が動くかという部分がある中で、数値目標というのが、ここは設定せねばならぬという、その大前提は法であるというところなんですか。

【小川温暖化対策室長】 その部分につきましては、各都道府県・政令市は、温暖化対策に係る実行計画をつくりなさいと。その中では、地域から排出される温室効果ガス排出量についてはしっかりと明言しなさいよということがございますので、これについては、あくまでも推計でございますが、きちっと数字は出していきますと。

ただし、恐らく産業部門の方が非常に気にされるのは、点検評価ですとか進行管理の中でどう評価するのかというところだと思います。これにつきましては、先ほど委員長のほうからご指摘がございました3-3のところ、将来推計では現状すう勢を含めてという形で確認をしていただきました。また3-3から3-4にかけて

のところで、低炭素社会実行計画に参画している特定事業者さんについての表現をきっちり入れさせていただきましたので、今後の点検評価で、ずれはないというふうに考えております。

【倉阪委員長】 将来の二酸化炭素排出量を把握する際、排出係数がどう変化するかという話があって、今の見通しは、国のエネルギー計画に基づく排出係数を入れてはいるのですが、じゃあ現状どうだったかということを考える際に、電力自由化によって、市民がどこの電力会社と契約しているのかによって排出係数が変わってきますよね。そこは実質上、どういうふうにチェックするんでしょう。今、目標を書いたはいいけれども、チェックの入れ方はどうするんでしょうというのがちょっと疑問になったんですが。

【小川温暖化対策室長】 今まさに委員長がおっしゃられたとおりで、将来、2030年には排出係数をこうしますというのを国が言っているわけです。全電力業界、新しく入ってくる場所も大手も含めた形でこの数値になるようにという形で、環境省のほうも、そういった条件できちっと自分たちでその数値にコントロールできるのであれば、今まで原則だめだといったものが若干容認の方向に動いているのかなと感じています。

我々が実際にどこまでそれを把握できるかということになりますが、新しくできる電力会社さんのほうで排出係数を公表する、もしくは千葉市の市民の方々がどれだけ契約しているかというのをどう把握できるのかについては、実はまだ見えていません。

今のところ、電力は、電気をつくる方と小売をする方と途中送電される方、この送電される方は、東京電力さんになります。電気をやりとりするときには、この方がデータをお持ちなんです。その方からどれだけだけのデータがいただけるのか、例えば新しい電力会社の排出係数が全部出てきて、そのうち千葉市内ではこれだけの電気が契約されていますよ、もしくはこれだけ電気が使われていますよという情報が頂けるのかどうかについては、まだこれから交渉していかないといけない。現状では、政府がこうだと言っている数値で計画しているのですけれども、どれだけ情報が得られるのかというのはまだ見えてこない状況です。

【倉阪委員長】 どこの事業者と契約しているのかがわかっても、事業者ごとの電源構成の義務づけがされていないので、そこはわかりませんよね。

【大木環境保全部長】 余り積み上げる意味はないですよ。これだけある会社のデータが、仮にわかったとしても、膨大なエネルギーを使って構成比を出して積み上げていくというのは現実的ではないと思います。電力自由化が始まって、実行計画そのものも、千葉市だけではなくて、各自治体でも今回の国の対策計画を踏まえて着手するところが多いので、今後、どういう排出係数を使うのかとか、それはどこも議論は一緒ですから。

【倉阪委員長】 そうですね、千葉市でやっていますね。

【大木環境保全部長】 そういった情報だとか、最終的にはオールジャパンの中でそ

の数値を引っ張ってくるのかとか、あると思いますので、その状況を見て判断したいと思っています。

【倉阪委員長】 今の議論は、計画の書き方には影響しないかもしれないですけども、これから点検する際にはかなり大きな論点かなと思います。

【内野委員】 東京電力さんのホームページの電力自由化の中には、電源構成も、CO₂の排出もこのぐらい出ますというのをちゃんと表示されています。だから、各社とも全部同じようにして、自由化で市民が何を選ぶべきか、統一したものにしていたかと一番良いと思います。

【倉阪委員長】 そこは国の制度ですね。国が制度化をちゃんとしてくれないと、全国の自治体が困るのではないかなと思います。

個別の新規事業をたくさん書き込んでいただいたわけですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

【山本委員】 では意見です。3-3、点検評価とCO₂の届出制度を創設ということですけども、基本的に、例えばCO₂の排出量の届け出というのは、温対法なり何なりで我々既に国に出しているもので、国に出しているものをあえてまた自治体に出すんですかというのが一つあります。

そうはいつでも、出すべきであるということになるのであれば、手続が煩雑にならないようにぜひ簡素化していただいて、事務手続が手間にならないようにしていただきたいなと思います。

【小川温暖化対策室長】 今回導入させていただきます排出量の報告制度につきましては、過去にも委員会で委員の皆さんからご意見をいただいたところでございますので、現状どうなっているかというお話をさせていただきます。まず、省エネ法の定期報告ですとか温対法に基づく報告というのは、大きな事業者さんについては国のほうに提出されています。例えば今年度のデータでいいますと、今年度のデータはことしの7月末までに国に報告することになっていると思います。我々がどうやってそれを入手するかというと、国のほうで2年ぐらいかけて全国のデータをまとめまして、さあ公表しますよということを国が言います。そこで我々は国に対して、そのデータを分けてくださいという申請をし、有償でデータを分けていただいています。

今回、今後のCO₂排出への対応をどうしていくのかといったときに、まず、低炭素社会実行計画に参画している特定事業者の方については、データを当該年度の7月に国に出すときに、同じものを市のほうにも提出いただけないかと。そうすると、やたら全国のデータがまとまる2年間というのを待つ必要もなく、速やかにそういったデータの収集ができますので、ぜひ皆様の自主的な報告を我々としては受け取りたいということです。今後、この実行計画を認知していただくために、例えば2012年度の届け出を出されている事業者の方は千葉市内で約92者ございますが、その方々に対して、こういった制度を始めたいという説明会をさせていただきます。実行計画に参加している団体のほうで、国に対して、2030年に向かってこういった

努力をやっていくんだということを表明しているから、ぜひ我々の排出量というのはそっちで見てくださいという事業者の方からの自主的な報告制度というものをつくっていきたいと考えてございます。

繰り返しになりますけれども、その際は、あくまでも、国に出している温対法の報告ですとか省エネ法の報告等、事務手続きに手間がかかるようなことは考えないという方向で進めていきたいと考えております。

【大木環境保全部長】 今回の報告制度の話というのは、先ほど申したように、確かに国からデータをもらえる。今まではそういう形で整理してきましたけれども、今回の計画を進める上で、やはり事業者の方との連携というか、一緒に対策を進めていこうということは大きな流れだと思います。今、90数社あって、千葉市との間でいろいろな形で協議や対策を進めている環境にあったかというのと、なかなかなかったと思うのです。主要なところは日ごろいろいろな形で協議したり、例えば三者協定でやってきていますけれども、多くの企業と具体的に協議してきたか、対策についていろいろ議論したかというのと、ない状況ですから、報告制度によって、行政と各事業者の間がキャッチボールするつながりの一つになると思っています。こういうところから対策を広めていける第一歩かなということで、この報告制度をスタートしたいと思っています。

【倉阪委員長】 報告に伴う新たな負担はない形で同じものを出すと。ただ、そのタイミングと、あとは直接にやりとりをし、省エネの推進とか未利用エネルギーの普及促進とか、そういった産業部門の対策を千葉市としても進めていきたいと。そういった形で、リーズナブルな対応かなと私は思います。

【山本委員】 全国規模で動いている会社の一事業所の増減について、1年ごとに一喜一憂するような個別の対応とか目標観というのはないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

【大槻委員】 それに関連してですが、国の各省庁が省エネに対する補助金をいろいろ出して、やりなさいということ。LED化の問題もその一つですが、重油とかガス、こういった関係の、10%下げた場合はこうです、15%下げた場合はこうですという、過去何年間かのそれを比較して、それより下がればこうだということを出ております。これも表立っていつから出したのかはわからないのですが、前年度は補助金が非常に余っていると。余っているということは、それだけ表に出さないで、本年度もいつからやるのかわからないですから、大体5月から8月ぐらいだろうという推測のもとに我々も資料づくり等やるわけです。こういったものも含めて、それがみんな活用されるようになれば、エネルギー化のこの数字も違ってくるのではないかと。

【大木環境保全部長】 この中で議論しているのは、特に産業系についての支援ということで、これまで行政も補助金や融資制度などという形でやってきたのですが、行政と各事業者の距離があるかなと思っています。先ほどもお話ししたとおり、これからは、事業者をいかに行動に結びつけるかというところが一番大きいので、

今お話があった、各省庁いろいろなメニューを持っていますので、そういうメニューであるとか、千葉市も事業者向けの融資制度を持っていますから、それをいかに事業者につなぐことが一番重要ななと思っています。今までセミナーという形でそういう機会はありましたけれども、それをよほど強化していかないといけない。セミナーにかかわらず、各業界や事業者との相談窓口まで広げて対策に取り組むような形でさらに進めていかなければいけないものと思っています。

大きいところは、業界そのもので実行計画をつくって取り組んでいますから、それなりに進められるかなと思っているのですが、やはり中小ですよ。まだまだ意識とか資金的な問題とか、さまざまな問題があつて、進めて行くうえでかなりハードルが高いと思っていますので、そこを重点的に私ども進めていきたいと考えています。

【山本委員】 今、大槻委員のお話で、補助金なんかにしても、例えば経産省だったり環境省だったり市であったり、いろいろあると思いますけれども、それが市民の方も含めて、中小企業もそうですが、市の窓口に行って、こういうことをやりたいんだと言うと、この補助金とこの補助金と使えそうだよということを1カ所でご相談できて対応していただけるようなものがあると、すごく皆さん利用しやすいと思います。これはあっちの窓口、こっちの窓口というのではないと非常にいいと思います。

【大木環境保全部長】 それは今回この計画をつくる時に中で議論して、窓口の一本化は必要だと私どもも思っています。私ども環境部門が総合的な窓口を持って、あとは経済産業省なんかもそういう支援体制は整っていますから、そういったところとうまくつなげられるような形で支援策を進めていければと思っています。

【倉阪委員長】 ワンストップ窓口ですね。わかりやすく、補助金のみならずいろんな規制関係も同じですね。対応ができればいいなと思います。

ほかにいかがですか。

【内野委員】 さっきの事業所の報告制度、92者が国へは報告する。同時に同じものを、千葉市の事業所が所在しているところについては千葉市にも報告いただくということはできないんですか。

【倉阪委員長】 それを……。

【内野委員】 ですから、それは2年後でしょう。

【倉阪委員長】 いや、同時にやるような制度化を今考えられています。

【内野委員】 それならいいんですけど、私、まだ従来どおりかなと思って。わかりました。

【倉阪委員長】 私、一つだけ。1-64、コラムです。わかりやすく伝えるということで書いてあるのですが、一般の人は、燃料改質装置から二酸化炭素が出てくるというのがわからないと思うんです。文章表現の中で、利用段階では二酸化炭素を排出せずと書いてあるのですが、1次エネルギー等の化石燃料の場合は、水素をつくる段階で二酸化炭素が今の技術では出てしまう。それが課題だということは何

かわかるようにならないですか。これ、誤解してしまいますよね。この図自体は多分、東京ガスさんか何かの図なので、それに勝手に手を加えるのはどうかと思いますけれども、なお書きか何かで。

【山本委員】 二酸化炭素がこれとか入れていかないと不公平かもしれない。

【倉阪委員長】 二酸化炭素が出るように書いてもらえばいいんですけれども。なお書きで、化石燃料の改質によって、水素をつくる段階で二酸化炭素が出てしまいます。これが課題ですみたいなことを、ちらっと文章を一つ入れるとか。本当に誤解している人が多いんです。

【内野委員】 最近は、とにかく省エネ製品に切りかえろと。使用者側にはすごく省エネになっていると思いますが。昔でいうライフサイクルアセスメントは完全に飛んじゃっております。製造と廃棄でどれだけエネルギーがかかったとか、そういうものを示さないと、今、倉阪委員が言ったように、そういうのを市民が特に忘れかけているのではないかと。私はあるとき強調して言ったことがあります。

【高梨副委員長】 エネファームのパンフレット、房総ガス協議会からもらったんですけれども、県が計画をつくる時に同じような申し入れをしたんです。CO₂は出るでしょうと。パンフレットは直さないんですか、直したほうがいいんじゃないですか、誤解を招きますよという指摘をしてきましたけれども、全然直っていないですね。CO₂が出ないというところを売りにしているの、そこに今さら「出る」という表現はなかなか書きにくかったんじゃないですか。

【倉阪委員長】 でも実際に出るわけですから、そこはちゃんと伝えないといけないかなと。

1-62 のところの第 2 段落で、「副生水素や」というのが、副生水素自体はエネルギー源と言うと何か変ですよ。 「副生水素や」という 5 文字を取っても、さまざまな方法の中の一つなので、文章はつながる。1-64 のコラム、これは一番わかりやすいところなので、出典の下あたりに文章を一つ放り込むことはできないですか。

【小川温暖化対策室長】 研究させてください。

【倉阪委員長】 もともとの引用しているところを改変するのは難しいと思います。図を改変するのも難しいと思いますけれども、何か一言、誤解を招かないように放り込めないですかね。

ほかにありますでしょうか。

一番最後に用語解説が載っていますけれども、新たに加わった部分も用語解説に再掲されるということでもよろしいですか。脚注で加わったものが用語解説にはまだ反映されていないですね。脚注で見せるというのはわかりやすいと思うので。

【小川温暖化対策室長】 用語解説のところにつけ加えさせていただきます。

【倉阪委員長】 あと、本当に細かいんですけれども、3-3 のところ、PLAN DO ACTION と書いてありますけれども、ACT に変えていただけますか。これも間違う人がたくさんいるんです。PLAN DO CHECK ACT なので。アクションだけ名詞になってしまう。

ほかにいかがですか。

【高梨副委員長】 概要版をどうつくるかかなという気がします。

【倉阪委員長】 結局読みやすいものという形で頑張っていたんですけど、これを通して読ませようとする、連続講義か何かやってテストでもしないと。

【内野委員】 国の環境省もこういう計画全体で 80 何ページぐらいでしたよね。ホームページの PDF で見ていくと。それぐらいですから、これだったらみんな読まないでしょう。

【大槻委員】 読めないですよ。

【内野委員】 自分の関係するところだけは見るとは思いますけど。

【倉阪委員長】 だから、目標のところはやっぱり見られるんですね。数字はやっぱり見られるんですよ。そこはちゃんと説明ができるように。

議題の 1 については以上ということでしょうか。

それでは、議題の 2「その他」ですが、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【工平温暖化対策室主査】 何点かございまして、まず 1 点目ですけれども、今後の予定についてです。お手元の参考資料をごらんください。

本日のご意見を踏まえて修正しました計画素案につきましては、国の対策計画の検証と、現在策定作業中の千葉県の実行計画素案との整合を確認しまして、大きな変更があった場合には、5 月に本委員会を開催したいと考えています。このことにつきましては、委員長と相談した上で決めさせていただきたいと思っております。7 月に環境審議会環境総合施策部会へ中間報告を実施しまして、その後にパブリックコメントを 7 月から 8 月の約 1 カ月実施しまして、8 月に本委員会を開催し、パブリックコメントに対する対応をお示しした後に、同月 8 月に部会へ計画案を提出し、答申をいただけた場合には 9 月に計画を策定する予定となっております。

次に、2 点目ですけれども、臨時委員に就任していただいております高梨副委員長様及び山本委員様におかれましては、委嘱の期間が 3 月末までですので、その日をもって解嘱となります。長い間ありがとうございました。

後任の委員につきましては、再度、地球温暖化防止活動推進センター及び JFE スチール東日本製鉄所千葉地区様に委員推薦の依頼をしまして、委員就任の手続をする予定でございます。

次に、会議の冒頭でお知らせしましたとおり、本会議は、千葉市情報公開条例の規定により、公開することが原則となっております。議事録につきましても公開することになっておりますので、事務局にて案を作成します。委員の皆様にご確認をいただき、議事録として公表する予定ですので、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、今年度の本委員会の開催は本日が最後となりますので、事務局を代表しまして、環境保全部長・大木より一言ご挨拶させていただきたいと思っております。

【大木環境保全部長】 担当のほうからお話ありましたように、本日の専門委員会が今年度最後ということでございまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。

昨年3月、ちょうど1年前、第1回の専門委員会を開催いたしまして、本日まで5回開催してきたところでございます。この間、委員の皆様方にはそれぞれのお立場からいろいろご議論いただきまして、先ほどお話ししました報告制度の話、それから水素の活用について等々、この計画に多数盛り込むことができましたこと、本当に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今回、素案として固めさせていただきます。一旦議論は終わりますけれども、先ほど担当のほうからお話ししましたように、国、県の計画の検証あるいは整合を図った上で、大きな変更がなければ、次回は、7月～8月のパブリックコメントを終えて最終案、これは審議会から答申をいただく形になりますので、その案についてご審議をお願いしたいと考えております。

それから、3月末に任期満了となります高梨副委員長さん、山本委員さんにおかれましては、ご専門のお立場から貴重なご意見をいただきまして、本当に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、引き続き、最終答申案に向けてご議論いただく場がございますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

【倉阪委員長】 私からも一言。山本さん、本当にありがとうございました。高梨委員は、先ほどお聞きしたら、再選される可能性があるということで、その際には引き続きよろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして、第4回地球温暖化対策専門委員会を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

午前 11時 24分 閉会